

掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部 対応方針2021 (第6版)

9月10日に掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本日、「掛川市対応方針」を、次のとおり決定しました。

(追加、変更した場所については下線を引いてあります。)

静岡県「緊急事態宣言期間」が、9月30日(木)までに期間延長されることから対応方針を変更する。

○ 9月11日(土)に30歳代以下の方についても接種券を発送し、全ての対象者への発送を完了した。平日午後や夜間の接種枠を増やすことにより、更なる加速を図る。

○ 小中学校の児童生徒がワクチン接種のため欠席する場合についても、出席停止として扱う。(副反応により体調不良で欠席する場合を含む)

○ 中学校の部活動について

ア 平日は、生徒の体力維持、運動する機会の確保、制限された生活によるストレス軽減を鑑み、十分な感染症対策を講じた上で、学校の実情に応じ、自校内での活動を可とする。

イ 土日、祝日は、原則中止とする。ただし、9月25日(土)、26日(日)については、通常の活動に移行するための準備期間として、自校内での活動のみ可とする。

○ 幼稚園・認定こども園等について、8月30日(月)から9月30日(木)までの間、家庭での保育が可能な家庭においては、家庭保育を依頼する。(※期間については、市内の感染状況に応じて、短縮若しくは延長する場合がある。)

1 新型コロナウイルス感染症への対応全般

- ① 市民に対し、20時以降の不要不急の外出自粛を要請する。
- ② 新型コロナウイルスワクチン接種について11月末の完了を目指す。また、PCR検査の実施や抗原検査キットの活用により、感染拡大を防止する。
- ③ 県境を跨ぐ不要不急の移動については、静岡県及び訪問先の県等が発表している行動制限を尊重する。
- ④ ワクチンを接種した方においても感染するリスクがあるため、決して油断せず、「マスクの着用の徹底」、「手指消毒の徹底」、「3密は1密でも回避する」などデルタ株にとっても有効な感染防止対策を、改めて強化、徹底する。強い感染力を踏まえ、「集団」を形成する場面を極力減らすなど、きめ細やかな感染防止対策が必要であることを積極的に呼びかける。

2 公共施設の利用、イベント・会議等の対応について

- ① 市が所管する観光施設は原則、休館・休止とするよう施設管理者や指定管理者等に要請する。(掛川城・御殿、ならここの里キャンプ場・ならここの湯、粟ヶ岳世界農業遺産茶草場テラス等)
- ② 公共施設の利用・貸し出し等については、原則、20時までとする。
- ③ 学校施設(体育館とグラウンドを含む)の貸し出しは、中止とする。
- ④ 人流を抑制するために、市主催のイベントや会議等について、中止・延期を含めた開催方法の見直しを実施する。

3 新型コロナワクチン接種の推進について

- ① 9月11日(土)に30歳代以下の方についても接種券を発送し、全ての対象者への発送を完了した。平日午後や夜間の接種枠を増やすことにより、更なる加速を図る。

- ② 新型コロナワクチン接種に関する相談窓口を市役所、大東支所、大須賀支所に設置し、市民からの問い合わせに対応するとともに、接種予約の支援及びワクチンパスポートの交付を行う。
- ③ 接種会場までの移動手段のない市民に対し、タクシー料金の一部を助成する。

4 医療体制の充実について

- ① 地域の開業医等が必要と認めた方に対し、適切かつ速やかにPCR検査を実施するため、検体採取センターの開設期間を延長し実施する。
- ② 市内の高齢者施設、福祉施設、認定こども園、幼稚園・保育所、学校及び企業等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合などにおいて、感染拡大防止、クラスター発生防止のため、抗原検査キットを無償で配布し、活用する。

5 小・中学校、幼稚園・認定こども園等の対応について

(1) 小・中学校等について

- ① 感染拡大防止と学習機会の確保の両立を図るため、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 学校の新しい生活様式」に応じた対応を徹底し、学校教育活動を継続する。
- ② 児童生徒の健康状態の把握に努め、本人若しくは同居家族の体調が優れない場合には予防的に登校しないよう指導する（この場合には出席停止として扱う）。
また、児童生徒がワクチン接種のため欠席する場合についても、出席停止として扱う。
（副反応により体調不良で欠席する場合を含む。）

③ 学級閉鎖・学年閉鎖・休校) について

- ア 感染者は確認されたが、学校内での感染拡大の恐れがない場合は、臨時休業は行わない。
- イ 感染者が確認され、学校内に感染拡大の恐れがある場合は臨時休業を行う。

	基準	範囲	期間
1	感染者が学級内に限定される場合	学級閉鎖	濃厚接触者が特定されるまでの間 ※目安：1～3日間
2	感染者が学年内に限定される場合	学年閉鎖	
3	感染者が複数の学年に跨る場合	休校	

ウ 学校全体の欠席者が10%を超えた場合は休校とする。

※ 「掛川市新型コロナウイルス感染症防止対策における臨時休業の判断基準」参照

- ④ 臨時休業や長期間の出席停止など学校に登校できない児童生徒への学習保障としては、当該児童生徒及び保護者の要望等に応じて、本人の体調面に配慮しつつ、授業のオンライン配信や家庭で主体的に学べるオンライン学習など、持続可能な学習機会の提供に努める。
- ⑤ 中学校の部活動について
ア 平日は、生徒の体力維持、運動する機会の確保、制限された生活によるストレス軽減を鑑み、十分な感染症対策を講じた上で、学校の実情に応じ、自校内での活動を可とする。
イ 土日、祝日は、原則中止とする。ただし、9月25日(土)、26日(日)については、通常の活動に移行するための準備期間として、自校内での活動のみ可とする。
県大会や全国大会への出場生徒や、県大会以上の上位大会へつながる大会への参加のための練習については、感染症対策を十分に行った上で必要最低限の自校内での活動を可とする。
- ⑥ 放課後児童クラブ(学童)については、学校に準じた対応をする。

(2) 幼稚園・認定こども園等について

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した上で、園活動を継続する。ただし、8月30日（月）から9月30日（木）までの間、家庭での保育が可能な家庭においては、家庭保育を依頼する。

※期間については、市内の感染状況に応じて、短縮若しくは延長する場合がある。

※長期間登園していない園児に対しては、園児の家庭での様子や健康状況等を把握するとともに、園児の育ちへの配慮に努める。

- ② 園児の健康状態の把握に努め、本人若しくは同居家族の体調が優れない場合には予防的に登園しないよう指導する。臨時休園については、小・中学校等の基準の準用により判断する。
- ③ 私立園については、市と同様の対応を依頼する。

6 飲食店事業者等への依頼について

- ① 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。）については、休業を要請する。
- ② 上記以外の飲食店については、営業時間の短縮（5時から20時までの営業時間とする）、酒類の提供を行わないことを要請する。
- ③ 大規模集客施設等についても、営業時間短縮等を要請する。

7 その他

- ① 新型コロナウイルスに感染された方および関係者、医療従事者、飲食店、仕事で来県した他地域の方などに対し、心無い誹謗中傷や差別的対応の根絶に向けた啓発を継続的に実施する。

※ 今後の状況により、「掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、対応方針の改定を行っていく。